

## 商品概要説明書

マイカーローン(ジャックス保証型)

(令和4年1月4日現在)

商品名	マイカーローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"><li>○地区内に在住または在勤の方。</li><li>○お借入時の年齢が満18歳以上、完済時80歳未満の方。</li><li>○継続して安定した収入のある方。</li><li>○当J Aが指定する保証機関(株式会社ジャックス)の保証が受けられる方。</li><li>○借換の場合、借換対象マイカーローンで直近6ヶ月以内に返済遅延がない方</li><li>○新卒者の場合は、就職先の内定が確定している方。 新卒者とは、3月に高校、専門学校、短大、大学(院)のいずれかの学校を卒業の予定で同年4月に就職が確実な満18歳以上の方です。</li><li>○当J Aが定める条件を満たしている方。</li></ul>
資金使途	<ul style="list-style-type: none"><li>○自動車(自動二輪車を含む)購入資金。</li><li>○車検費用、修理費用、運転免許取得費用、カー用品購入資金。</li><li>○マイカーローン借換資金(残価設定型ローンの残価部分の借換も含まれます)。</li><li>○車庫建設資金(車庫建設資金としては貸出金額100万円以内)。 但し、事業性資金は除きます。</li></ul>
借入金額	<ul style="list-style-type: none"><li>○10万円以上1,000万円以下(1万円単位)、所要金額の範囲内とします。 但し、借換の場合は借換対象の残高以内とします。</li></ul>
借入期間	<ul style="list-style-type: none"><li>○6か月以上10年以内とします。</li></ul>
借入利率	<p><b>【固定金利型】</b></p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当J Aの融資窓口へお問い合わせください。</li></ul>
返済方法	<ul style="list-style-type: none"><li>○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。</li><li>○元金据置返済 上記の新卒者限り、就職前6ヶ月以内(10月~翌年3月)を据置することができます。</li></ul>
担保	<ul style="list-style-type: none"><li>○不要です。</li></ul>
保証人	<ul style="list-style-type: none"><li>○当J Aが指定する保証機関(株式会社ジャックス)の保証をご利用いただけます。</li></ul>

	<p>すので、原則として保証人は不要です。</p> <p>なお、20歳未満の場合は、必ず親権者の方を連帯保証人とします。</p>
手数料	<p>○お借入れの際に事務取扱手数料として1,100円（消費税込）を申し受けません。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本店金融共済部（電話：0478-70-7715）にお申出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部またはJAバンク相談所にお申出ください。</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）  第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）  第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
その他	<p>○お申込みの際は、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>